

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 9 月12日
【計算期間】	第12特定期間 (自 平成25年12月17日 至 平成26年 6 月16日)
【ファンド名】	ピクテ資源国ソブリン・ファンド(毎月分配型) (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、より優れた分配金原資の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額は6,000億円です。

ファンドの商品分類は、追加型投信 / 海外 / 債券です。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

<商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

<属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド ・オブ ファンズ	なし
不動産投信	年4回	中近東(中東) エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (債券))	年6回(隔月)			
資産複合	年12回(毎月)			
	日々			
	その他			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	海外
投資対象資産 (収益の源泉)	債券

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含まない)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みません)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ファンドの特色

a 主に資源国のソブリン債券等に分散投資します

「資源国」とは、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義します。実際に組入れている国の特色については、以下をご参照ください。

「ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が発行する債券の総称です。「準ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が株式等資本の過半数を直接・間接的に保有し、実質的に支配している企業が発行する債券とします。

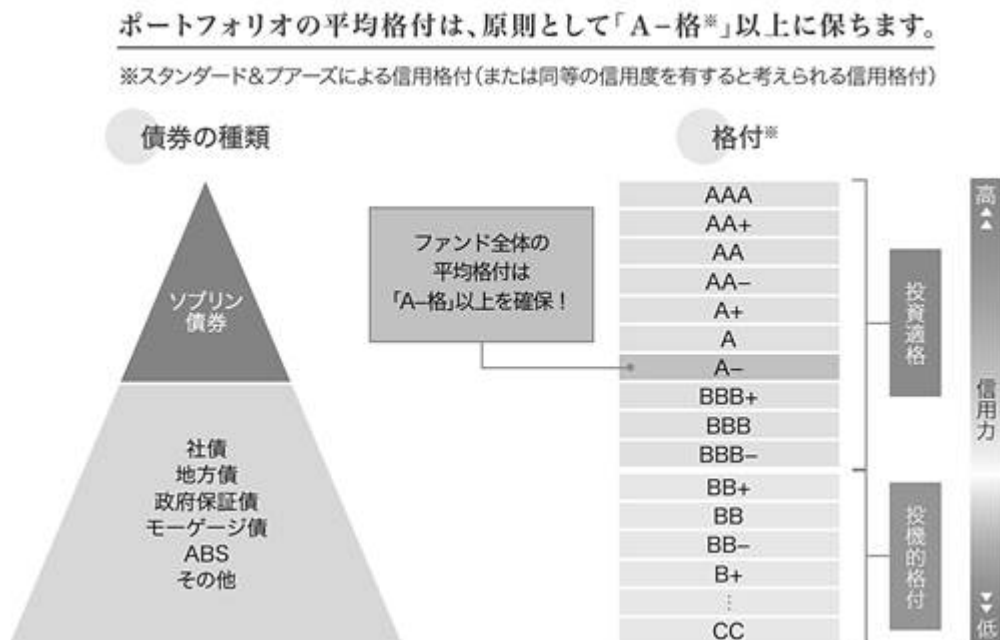


平成26年6月末日現在の組入国であり、組入国は今後変更する場合があります。

出所：総務省統計局、世界国勢図会、U S G Sのデータを使用し委託会社作成

ポートフォリオの平均格付は、原則として「A - 格」以上に保ちます。

スタンダード&プアーズによる信用格付(または同等の信用度を有すると考えられる信用格付)



(注)平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

- b 原則として米ドル、ユーロ、円には投資しません
原則として円・米ドル・ユーロを除く現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てのソブリン債券等に投資する場合があります。なお、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- c 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います
毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

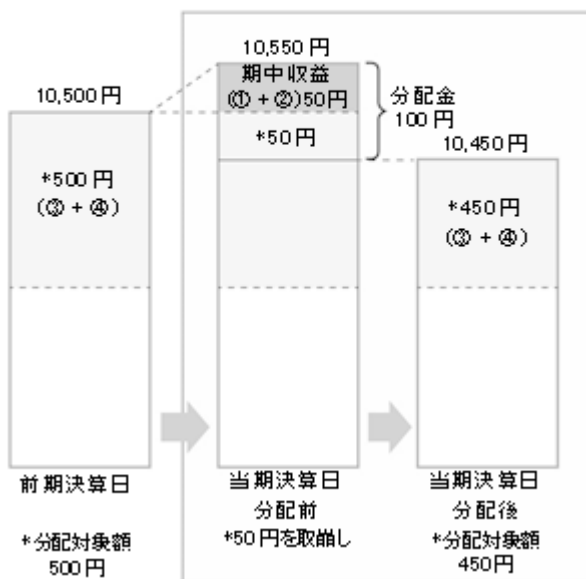
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



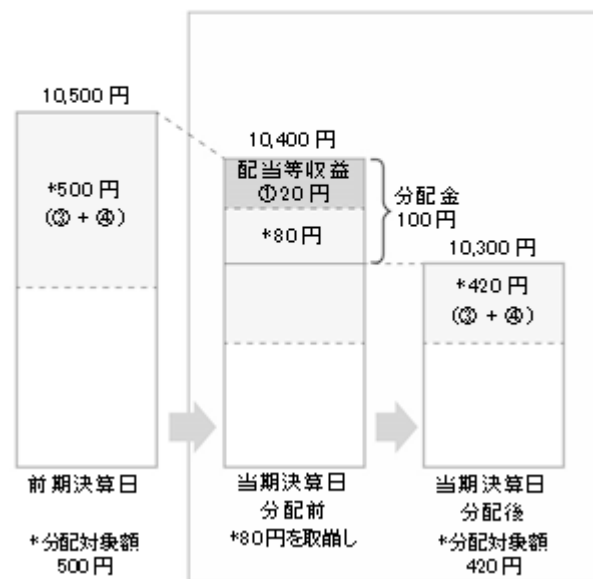
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

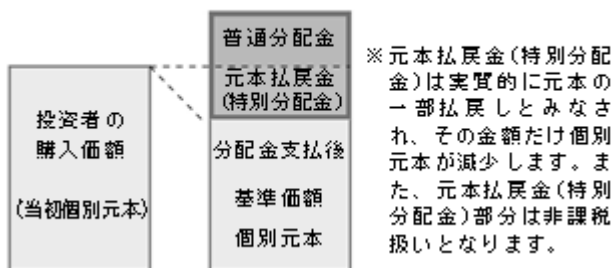


(注)分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および 収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

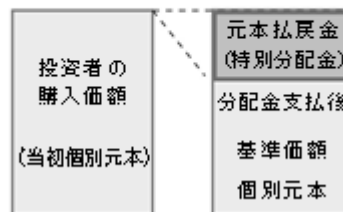
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

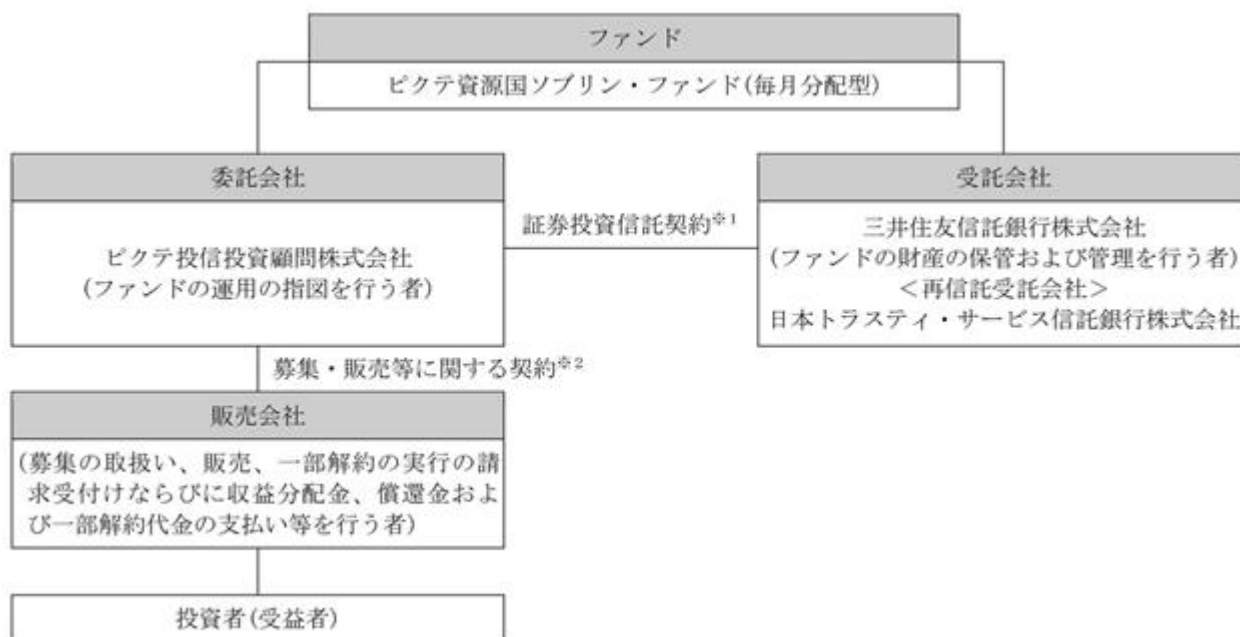
資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成20年6月30日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「PGSF 資源国ソブリン・ファンド」および「ショートタームMMF JPY」の各投資信託に投資を行います。各ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。



委託会社の概況(平成26年7月末日現在)

- ・資本金：2億円
- ・沿革：昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
平成23年 大阪事務所開設
現在に至る
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #02-00 ロビンソンロード 80	800株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、より優れた分配金原資の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

投資態度

- a 投資信託証券への投資を通じて、主に資源国^{注1}の現地通貨建てのソブリン債券および準ソブリン債券^{注2}に投資します^{注3}。

注1 「資源国」とは、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義します。

注2 「ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が発行する債券の総称です。「準ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が株式等資本の過半数を直接・間接的に保有し、実質的に支配している企業が発行する債券とします。

注3 原則として円・米ドル・ユーロを除く現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てのソブリン債券等に投資する場合があります。

- b 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
c 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
d 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
e 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、主に資源国の現地通貨建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資する投資信託証券ならびに短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権（(a)および(c)に掲げるものに該当するものを除きます。）
- (c) 約束手形（(a)に掲げるものに該当するものを除きます。）

b 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形
有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券および有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a ルクセンブルグ籍外国証券投資信託
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund Resource-Rich Countries Sovereign Fund P Distribution Units)
- b ルクセンブルグ籍外国証券投資法人
ピクテ ショートターム・マネー・マーケットJPY クラスI投資証券
(Pictet Short-Term Money Market JPY I shares)
- c 短期社債等
- d コマーシャル・ペーパー
- e 外国または外国の者の発行する証券または証書で、cおよびdの証券または証書の性質を有するもの
- f 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- a 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額と組入投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する組入投資信託の時価総額に組入投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

投資先ファンドの概要

- a ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド

形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託 / 円建て
-----------	------------------------

主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に資源国の現地通貨建て(原則として現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てとする場合があります。)のソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、長期的なトータル・リターンを獲得と安定的な収益分配を行うことを目的として運用を行います。 ・通貨や国別に分散投資を行います。 ・「資源国」とは、投資時点で、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義し、以下の国(限定はされません。)が含まれます。アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、エジプト、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ロシア、南アフリカ、タイ、イギリス、ベトナムなど
関係法人	管理会社：ピクテ・ファンズ(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.6% (内訳およびその他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

本書において上記ファンドを「PGSF 資源国ソブリン・ファンド」という場合があります。

b ピクテ ショートターム・マネー・マーケットJPY

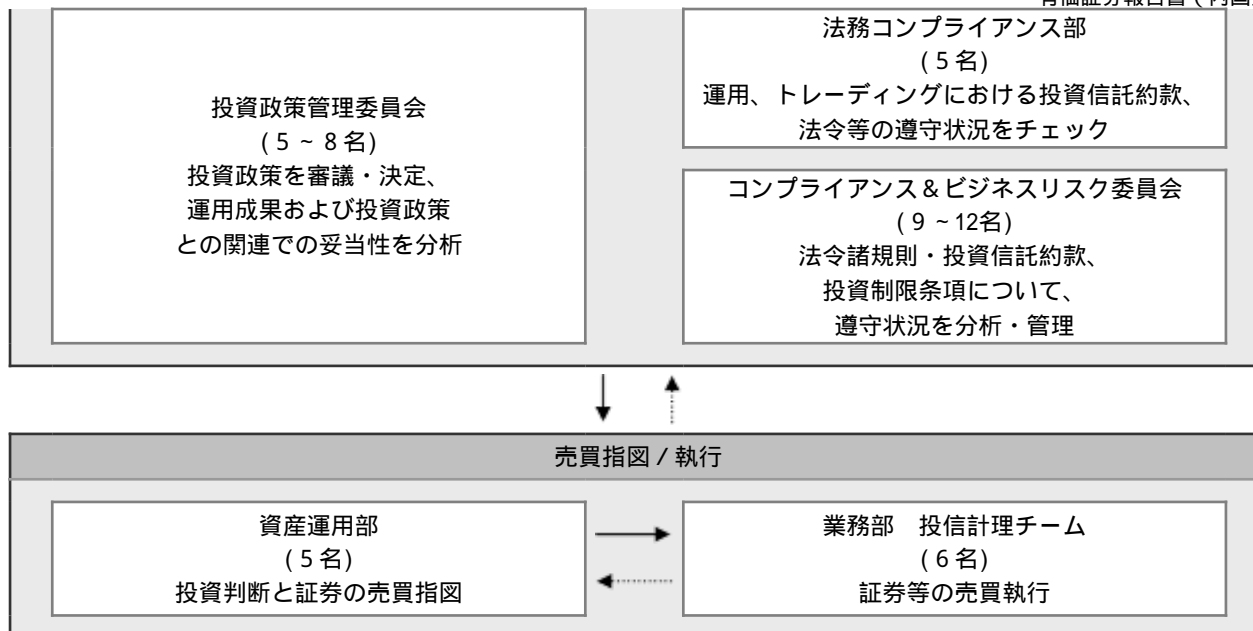
形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人 / 円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・短期金融商品等に投資します。 ・投資する証券の発行体の信用格付は、A2 / P2以上とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・ファンズ(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限) (その他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年9月30日

本書において上記ファンドを「ショートタームMMF JPY」という場合があります。

(3) 【運用体制】

→ 指示
 報告

投資政策の決定 / モニタリング



- ・投資政策管理委員会(5～8名)において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(5名)において、運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会(9～12名)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。投資政策管理委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成26年7月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託証券への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)

行いません。

外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

資金の借入れ(投資信託約款)

- a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

- a 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)
 - ・ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
 - ・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
 - ・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
- b 為替変動リスク
 - ・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
 - ・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
- c カントリーリスク

- ・ファンドが実質的な投資対象とする資源国には新興国が含まれています。その新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
 - ・実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。
- d 有価証券先物取引等に伴うリスク
- ・投資先ファンドにおいて有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
- e 流動性リスク
- ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび投資先ファンドにおいて機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- f 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
- ・解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび投資先ファンドにおいて保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みおよび解約請求の受け付けを取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。また、組入投資信託証券の投資対象国の公社債市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受け付けを制限することがあります。
- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

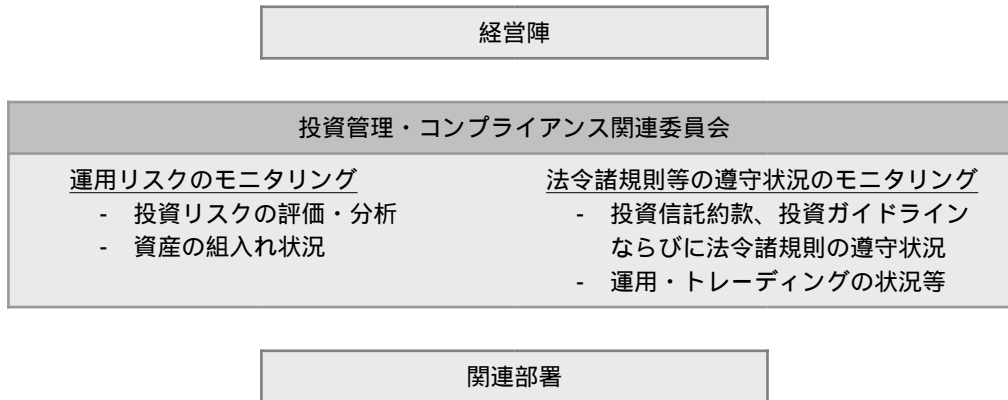
(2) リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

ファンドの運用におけるリスクの評価・分析および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署から独立した部署で行っています。

モニタリングの結果は、上記部署により定期的に投資管理およびコンプライアンス関連の委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行うことにより、適切なファンドのリスク管理を行っています。

< リスクの管理体制図 >



リスクの管理体制は、平成26年7月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.24% (税抜3.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乘じて得た額となります。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

(2)【換金(解約)手数料】

解約時の手数料は、ありません。

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乘じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入る有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.134% (税抜1.05%) の率を乘じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

< 信託報酬の配分(税抜) >

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35%	年率0.65%	年率0.05%

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

<投資先ファンドに係る報酬>

P G S F 資源国ソブリン・ファンド

管理報酬：純資産総額の年率0.3%

サービス報酬：純資産総額の年率0.1%

保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.2%

ショートタームMMF J P Y

管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限)

上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.734%(税抜1.65%)程度となります。
ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。なお、投資先ファンドに係る申込み・買戻し手数料はありません。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

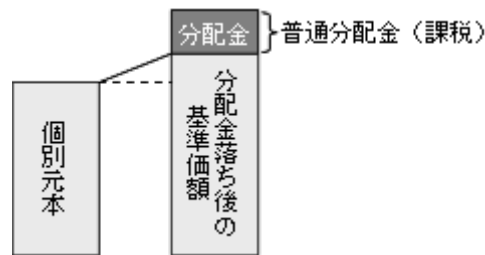
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

<収益分配金の課税>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

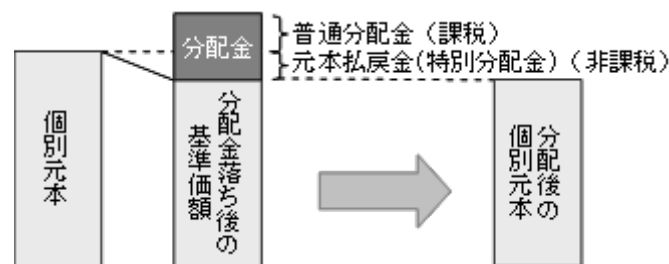
<イメージ図>



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

<解約時および償還時の課税>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。))を選択することもできます)。

解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

< 法人の受益者に対する課税 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15% (所得税15%)

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は、平成26年7月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成26年6月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	107,791,299,188	98.89
投資証券	ルクセンブルグ	871,548,467	0.80
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		340,293,625	0.31
合計(純資産総額)		109,003,141,280	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	ビクテ・グローバル・ セレクション・ファンド 資源国ソブリンファンド クラスP分配型	19,727,543.7753	5,469.68	107,903,523,975	5,464	107,791,299,188	98.89

2	ルクセンブルグ	投資証券	ビクテ ショートターム・マナー・マーケットJ P Y クラスI	8,579.0537	101,591.89	871,562,357	101,590.28	871,548,467	0.80
---	---------	------	---------------------------------	------------	------------	-------------	------------	-------------	------

b 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.89
投資証券	0.80
合計	99.69

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末(平成20年12月15日)	6,458	6,514	6,946	7,006
第2特定期間末(平成21年6月15日)	9,710	9,780	8,343	8,403
第3特定期間末(平成21年12月15日)	12,979	13,074	8,201	8,261
第4特定期間末(平成22年6月15日)	16,861	16,983	8,308	8,368
第5特定期間末(平成22年12月15日)	18,875	19,044	7,801	7,871
第6特定期間末(平成23年6月15日)	20,609	20,795	7,738	7,808
第7特定期間末(平成23年12月15日)	27,619	27,974	6,607	6,692
第8特定期間末(平成24年6月15日)	37,198	37,697	6,327	6,412
第9特定期間末(平成24年12月17日)	56,481	57,204	6,642	6,727
第10特定期間末(平成25年6月17日)	110,289	111,684	6,723	6,808
第11特定期間末(平成25年12月16日)	116,481	118,095	6,135	6,220
第12特定期間末(平成26年6月16日)	108,598	110,177	5,844	5,929
平成25年 6月末日	111,575		6,637	
7月末日	113,151		6,476	
8月末日	110,918		6,162	
9月末日	114,836		6,293	
10月末日	119,135		6,380	
11月末日	116,891		6,170	
12月末日	117,158		6,187	
平成26年 1月末日	110,382		5,799	
2月末日	109,691		5,841	
3月末日	110,258		5,953	
4月末日	108,508		5,881	

5月末日	109,055		5,890	
6月末日	109,003		5,835	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成20年6月30日～平成20年12月15日	300円
第2特定期間	平成20年12月16日～平成21年6月15日	360円
第3特定期間	平成21年6月16日～平成21年12月15日	360円
第4特定期間	平成21年12月16日～平成22年6月15日	360円
第5特定期間	平成22年6月16日～平成22年12月15日	400円
第6特定期間	平成22年12月16日～平成23年6月15日	420円
第7特定期間	平成23年6月16日～平成23年12月15日	510円
第8特定期間	平成23年12月16日～平成24年6月15日	510円
第9特定期間	平成24年6月16日～平成24年12月17日	510円
第10特定期間	平成24年12月18日～平成25年6月17日	510円
第11特定期間	平成25年6月18日～平成25年12月16日	510円
第12特定期間	平成25年12月17日～平成26年6月16日	510円

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	平成20年6月30日～平成20年12月15日	27.54
第2特定期間	平成20年12月16日～平成21年6月15日	25.30
第3特定期間	平成21年6月16日～平成21年12月15日	2.61
第4特定期間	平成21年12月16日～平成22年6月15日	5.69
第5特定期間	平成22年6月16日～平成22年12月15日	1.29
第6特定期間	平成22年12月16日～平成23年6月15日	4.58
第7特定期間	平成23年6月16日～平成23年12月15日	8.03
第8特定期間	平成23年12月16日～平成24年6月15日	3.48
第9特定期間	平成24年6月16日～平成24年12月17日	13.04
第10特定期間	平成24年12月18日～平成25年6月17日	8.90
第11特定期間	平成25年6月18日～平成25年12月16日	1.16
第12特定期間	平成25年12月17日～平成26年6月16日	3.57

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(当該期間の分配金を加算した額) - 前特定期間末の基準価額(分配落ち)) ÷ 前特定期間末の基準価額(分配落ち) × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

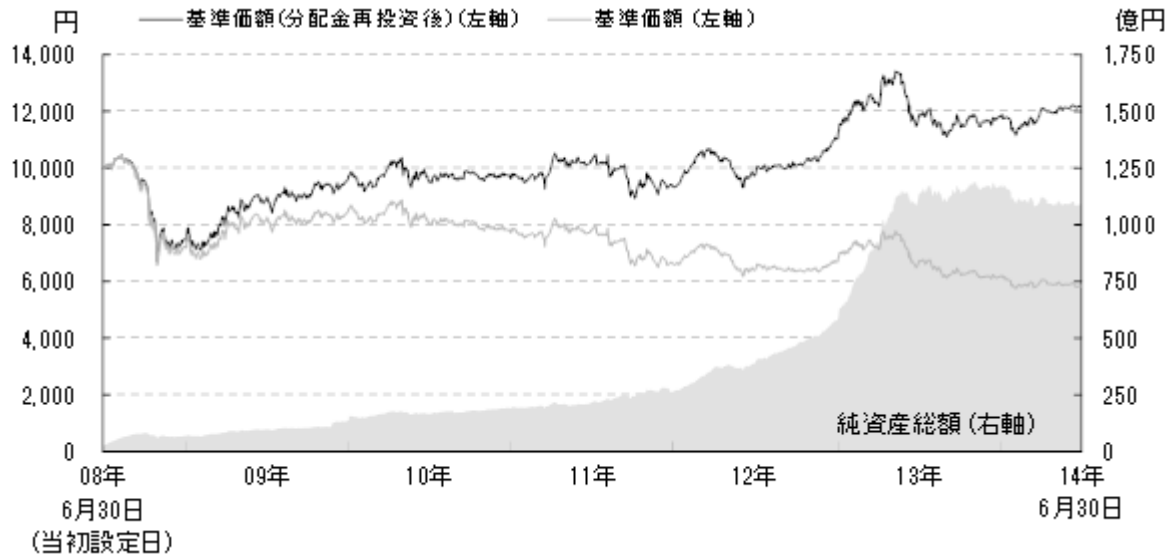
期	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	10,027,355,937	728,277,960
第2特定期間	4,424,407,442	2,083,776,308
第3特定期間	5,945,494,009	1,757,401,792
第4特定期間	6,817,217,209	2,349,427,037
第5特定期間	5,822,402,264	1,920,091,841
第6特定期間	6,288,664,057	3,852,948,369

第7特定期間	18,045,786,953	2,878,419,843
第8特定期間	24,607,214,631	7,617,608,614
第9特定期間	34,453,144,216	8,204,188,337
第10特定期間	100,990,992,162	21,972,748,612
第11特定期間	47,189,873,596	21,381,754,608
第12特定期間	24,879,628,051	28,910,630,186

(注)設定口数には、当初募集口数を含みます。

<参考情報：運用実績> (2014年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移



基準価額および基準価額(分配金再投資後)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第1期～ 第66期(計)	4,835 円
第67期 14年2月	85 円
第68期 14年3月	85 円
第69期 14年4月	85 円
第70期 14年5月	85 円
第71期 14年6月	85 円
直近1年間 累計	1,020 円
設定来 累計	5,260 円

主要な資産の状況

通貨別構成比・組入上位10銘柄は、ファンドの主要投資対象であるPGSF 資源国ソブリン・ファンドの状況です。

[資産別構成比]

	資産名	構成比
1	P G S F 資源国ソブリン・ファンド	98.9%
2	ショートタームMMF J P Y	0.8%
3	コール・ローン等、その他	0.3%

[通貨別構成比]

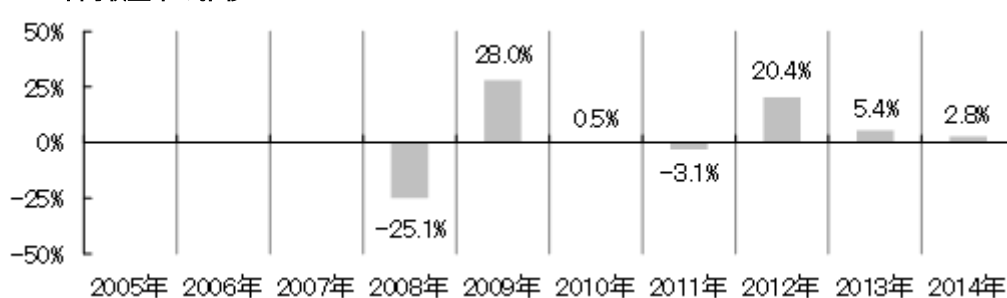
	通貨名	構成比
1	ブラジルリアル	15.7%
2	豪ドル	15.3%
3	メキシコペソ	15.0%
4	インドネシアルピア	13.8%
5	ロシアルーブル	10.2%
6	チリペソ	10.1%
7	マレーシアリング	10.1%
8	ノルウェークローネ	9.8%

投資通貨の合計を100%として計算しています。

[組入上位10銘柄]

	銘柄名	利率	償還日	構成比
1	ブラジル国債	10.000%	2017.01.01	11.9%
2	ブラジル国債	10.000%	2021.01.01	4.3%
3	オーストラリア国債	6.000%	2017.02.15	3.6%
4	マレーシア国債	3.580%	2018.09.28	3.0%
5	オーストラリア国債	5.750%	2022.07.15	3.0%
6	オーストラリア国債	5.250%	2019.03.15	2.9%
7	メキシコ国債	7.750%	2017.12.14	2.7%
8	マレーシア国債	3.314%	2017.10.31	2.4%
9	オーストラリア国債	4.750%	2027.04.21	2.1%
10	ノルウェー国債	2.000%	2023.05.24	2.1%

年間収益率の推移



税引前分配金を再投資したもとして計算しています。2008年は当初設定時(2008年6月30日)以降、2014年は6月30日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みの際には、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース : 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース : 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的を受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。また、組入投資信託証券の投資対象国の公社債市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することがあります。

< 申込単位 >

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- ・自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にてご確認ください。

< 申込価額 >

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

- ・3.24%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

- ・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、解約請求の受け付けは行いません。
- ・解約請求の受け付けは原則として午後3時までとします(解約請求の受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

< 解約価額 >

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。
- ・解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

< 解約手数料 >

- ・ありません。

< 信託財産留保額 >

- ・解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

< 解約代金のお支払い >

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

< 大口解約の制限 >

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対

顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口あたりに換算した価額で表示しています。

ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として計算時において知りうる直近の日の1口あたり純資産価格で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「資源ソブ」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成20年6月30日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年8月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還

a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b 委託会社は、aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

c bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記dは、平成26年12月1日以降、以下の内容に変更となります。

bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e bからdまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用

しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、bからdまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

f 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

g 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b 委託会社は、aの事項(aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記bは、平成26年12月1日以降、以下の内容に変更となります。

委託会社は、aの事項(aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、aの併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

c bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記dは、平成26年12月1日以降、以下の内容に変更となります。

bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g aからfまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

前記の「 ファンドの償還」に記載の信託契約の解約または「 投資信託約款の変更等」に記載する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前記の「 ファンドの償還 b」または「 投資信託約款の変更等 b」に記載する書面に付記します。

上記は、平成26年12月1日以降、以下の内容に変更となります。

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年6月、12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。

上記は、平成26年12月1日以降、以下の内容に変更となります。

- a 委託会社は、毎年6月、12月の決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- b 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.pictet.co.jp>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成25年12月17日から平成26年6月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ビクテ資源国ソブリン・ファンド(毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成25年12月16日現在]	当期 [平成26年6月16日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,662,006,221	4,670,495,558
投資信託受益証券	113,463,106,217	105,541,868,562
投資証券	914,197,752	853,448,256
未収入金	58,043,499	-
未収利息	7,663	7,677
流動資産合計	119,097,361,352	111,065,820,053
資産合計	119,097,361,352	111,065,820,053
負債の部		
流動負債		
未払金	57,583,319	235,968,521
未払収益分配金	1,613,860,227	1,579,596,709
未払解約金	834,829,803	539,163,039
未払受託者報酬	5,204,244	5,176,883
未払委託者報酬	104,084,862	103,537,665
その他未払費用	499,596	4,151,850
流動負債合計	2,616,062,051	2,467,594,667
負債合計	2,616,062,051	2,467,594,667
純資産の部		
元本等		
元本	189,865,909,155	185,834,907,020
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	73,384,609,854	77,236,681,634
（分配準備積立金）	7,101,130,077	7,581,581,141
元本等合計	116,481,299,301	108,598,225,386
純資産合計	116,481,299,301	108,598,225,386
負債純資産合計	119,097,361,352	111,065,820,053

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	平成25年6月18日 至 平成25年12月16日	自	平成25年12月17日 至 平成26年6月16日
営業収益				
受取配当金		11,201,154,714		11,714,811,025
受取利息		501,208		351,944
有価証券売買等損益		11,766,457,892		7,139,743,819
営業収益合計		564,801,970		4,575,419,150
営業費用				
受託者報酬		30,062,632		29,527,039
委託者報酬		601,252,583		590,540,817
その他費用		2,568,435		7,564,031
営業費用合計		633,883,650		627,631,887
営業利益又は営業損失（ ）		1,198,685,620		3,947,787,263
経常利益又は経常損失（ ）		1,198,685,620		3,947,787,263
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,198,685,620		3,947,787,263
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		42,397,708		24,930,723
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		53,767,997,762		73,384,609,854
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,816,412,700		11,816,284,979
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,816,412,700		11,816,284,979
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,983,319,766		10,055,614,269
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		16,983,319,766		10,055,614,269
分配金		9,293,417,114		9,535,599,030
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		73,384,609,854		77,236,681,634

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間期首及び期末の取扱い 信託約款第31条により、平成25年12月15日が休日のため、当特定期間期首を平成25年12月17日とし、平成26年6月15日が休日のため当特定期間期末を平成26年6月16日としております。このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 平成25年12月16日現在	当期 平成26年6月16日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	164,057,790,167円	189,865,909,155円
期中追加設定元本額	47,189,873,596円	24,879,628,051円
期中一部解約元本額	21,381,754,608円	28,910,630,186円
2. 受益権の総数	189,865,909,155口	185,834,907,020口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は73,384,609,854円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は77,236,681,634円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成25年6月18日 至 平成25年12月16日		当期 自 平成25年12月17日 至 平成26年6月16日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
第60期(平成25年6月18日から平成25年7月16日まで)		第66期(平成25年12月17日から平成26年1月15日まで)	
費用控除後の配当等収益額	A 1,637,855,528円	費用控除後の配当等収益額	A 1,850,914,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 8,509,679,500円	収益調整金額	C 11,107,636,152円
分配準備積立金額	D 6,535,655,881円	分配準備積立金額	D 6,956,249,898円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 16,683,190,909円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 19,914,800,678円
当ファンドの期末残存口数	F 172,199,667,560口	当ファンドの期末残存口数	F 190,603,722,115口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000 968.81円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,044.81円
10,000口当たり分配金額	H 85.00円	10,000口当たり分配金額	H 85.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,463,697,174円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,620,131,637円
第61期(平成25年7月17日から平成25年8月15日まで)		第67期(平成26年1月16日から平成26年2月17日まで)	
費用控除後の配当等収益額	A 1,699,470,388円	費用控除後の配当等収益額	A 1,856,621,842円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 9,105,219,469円	収益調整金額	C 11,202,276,557円
分配準備積立金額	D 6,595,817,560円	分配準備積立金額	D 6,973,166,269円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 17,400,507,417円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 20,032,064,668円
当ファンドの期末残存口数	F 177,394,972,777口	当ファンドの期末残存口数	F 189,201,973,986口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000 980.87円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,058.75円

10,000口当たり分配金額	H	85.00円	10,000口当たり分配金額	H	85.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,507,857,268円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,608,216,778円
第62期(平成25年8月16日から平成25年9月17日まで)			第68期(平成26年2月18日から平成26年3月17日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,736,629,423円	費用控除後の配当等収益額	A	1,850,434,405円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	9,605,475,302円	収益調整金額	C	11,179,406,182円
分配準備積立金額	D	6,643,791,847円	分配準備積立金額	D	7,000,351,846円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	17,985,896,572円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	20,030,192,433円
当ファンドの期末残存口数	F	181,140,986,766口	当ファンドの期末残存口数	F	186,504,550,089口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	992.91円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,073.96円
10,000口当たり分配金額	H	85.00円	10,000口当たり分配金額	H	85.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,539,698,387円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,585,288,675円
第63期(平成25年9月18日から平成25年10月15日まで)			第69期(平成26年3月18日から平成26年4月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,784,195,019円	費用控除後の配当等収益額	A	1,879,419,829円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	10,001,840,601円	収益調整金額	C	11,203,219,092円
分配準備積立金額	D	6,740,221,804円	分配準備積立金額	D	7,078,746,076円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	18,526,257,424円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	20,161,384,997円
当ファンドの期末残存口数	F	184,275,979,181口	当ファンドの期末残存口数	F	184,722,065,067口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,005.34円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,091.43円
10,000口当たり分配金額	H	85.00円	10,000口当たり分配金額	H	85.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,566,345,823円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,570,137,553円
第64期(平成25年10月16日から平成25年11月15日まで)			第70期(平成26年4月16日から平成26年5月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,822,560,155円	費用控除後の配当等収益額	A	1,823,528,706円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	10,533,384,739円	収益調整金額	C	11,367,743,352円
分配準備積立金額	D	6,835,420,272円	分配準備積立金額	D	7,262,630,515円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	19,191,365,166円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	20,453,902,573円
当ファンドの期末残存口数	F	188,465,674,719口	当ファンドの期末残存口数	F	184,967,962,140口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,018.28円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,105.78円
10,000口当たり分配金額	H	85.00円	10,000口当たり分配金額	H	85.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,601,958,235円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,572,227,678円
第65期(平成25年11月16日から平成25年12月16日まで)			第71期(平成26年5月16日から平成26年6月16日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,844,424,709円	費用控除後の配当等収益額	A	1,818,557,488円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	10,872,881,150円	収益調整金額	C	11,653,165,958円
分配準備積立金額	D	6,870,565,595円	分配準備積立金額	D	7,342,620,362円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	19,587,871,454円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	20,814,343,808円
当ファンドの期末残存口数	F	189,865,909,155口	当ファンドの期末残存口数	F	185,834,907,020口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,031.65円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,120.02円
10,000口当たり分配金額	H	85.00円	10,000口当たり分配金額	H	85.00円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,613,860,227円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,579,596,709円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月16日	当期 自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は投資信託受益証券、投資証券であります。 当該投資信託受益証券、投資証券には、保有または取引を行っている金融商品の評価により価格が変動するリスクがあります。 当該投資信託受益証券、投資証券が保有または取引を行っている金融商品は公社債及び為替予約取引、先渡取引であります。当該金融商品には、金融商品市場における金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	前期 自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月16日	当期 自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されず。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(平成25年12月16日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	76,031,481
投資証券	29,965
合計	76,061,446

当期(平成26年6月16日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,463,724,376
投資証券	14,869
合計	1,463,739,245

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	前期 (平成25年12月16日現在)	当期 (平成26年6月16日現在)
1口当たり純資産額	0.6135円	0.5844円
(1万口当たり純資産額)	(6,135円)	(5,844円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド クラスP分配型	19,294,674.3259	105,541,868,562	
投資信託受益証券 小計		19,294,674.3259	105,541,868,562	
投資証券	ピクテ ショートターム・マネー・マーケット J P Y クラスI	8,400.7477	853,448,256	
投資証券 小計		8,400.7477	853,448,256	
合計		19,303,075.0736	106,395,316,818	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国証券投資信託である「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド」のクラスP分配型受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同受益証券です。また、ファンドはルクセンブルグ籍の外国証券投資法人である「ピクテ ショートターム・マネー・マーケット」J P Y」のクラスI投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資証券です。これら外国証券投資信託および外国証券投資法人の状況は次のとおりです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド」の状況

当投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国証券投資信託であります。当投資信託は、2013年12月31日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものです。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド

純資産計算書
2013年12月31日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価	112,690,847,055.00
投資に係る未実現純利益	918,573,925.00
投資有価証券時価評価額(注1)	113,609,420,980.00
現金預金	2,390,094,266.00
未収利息、純額	1,110,947,397.00
	117,110,462,643.00
負債	
未払投資顧問報酬および管理報酬(注3)	28,454,891.00
未払年次税(注2)	2,918,003.00
その他の未払報酬(注4)	29,176,204.00
為替予約取引に係る未実現純損失(注6)	69,692,583.00

	130,241,681.00
2013年12月31日現在純資産合計	116,980,220,962.00
2012年12月31日現在純資産合計	58,750,391,346.36
2011年12月31日現在純資産合計	25,392,852,137.17

運用計算書および純資産変動計算書
2013年12月31日に終了した期間

(単位:円)

期首現在純資産額	58,750,391,346.36
収益	
債券利息、純額	5,550,632,189.00
預金利息	4,751,635.00
	5,555,383,824.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注3)	308,537,814.00
保管報酬、銀行手数料および利息	206,510,865.00
管理事務費用、サービス報酬、監査費用およびその他の費用	110,730,673.00
年次税(注2)	11,177,629.00
取引費用(注1)	10,759,834.00
	647,716,815.00
投資純利益/(損失)	4,907,667,009.00
投資対象売却に係る実現純利益/(損失)	1,414,213,528.00
為替予約取引に係る実現純利益/(損失)	(133,232,907.00)
外国為替に係る実現純利益/(損失)	202,299,157.15
実現純利益/(損失)	6,390,946,787.15
以下に係る未実現純評価利益/(損失)の変動:	
- 投資有価証券	(4,258,511,211.00)
- 為替予約取引	(113,222,350.36)
運用による純資産の増加	2,019,213,225.79
受益証券発行手取額	85,778,529,146.00
受益証券買戻費用	(10,709,640,464.00)
分配金支払(注7)	(18,858,272,292.15)
当期末現在純資産額	116,980,220,962.00

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2013年12月31日現在
(単位:円)

銘柄	通貨	額面	時価(注1)	純資産 に対する 比率(%)
・公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
3.25% Australia 12/29 S138 -SR-S	AUD	13,290,000.00	1,047,946,658.00	0.90
4.75% Australia 11/27 S136 -SR-	AUD	23,280,000.00	2,224,775,864.00	1.90
5.25% Australia 05/19 S.122	AUD	35,560,000.00	3,594,059,557.00	3.07
5.75% Australia 07/21 TB124	AUD	16,930,000.00	1,764,487,804.00	1.51
5.75% Australia 10/22 TB128 -SR-	AUD	34,530,000.00	3,604,479,236.00	3.07
6.00% Australia 04/17	AUD	47,300,000.00	4,809,155,537.00	4.10
6.25% Australia 02/15 S.119 -SR-	AUD	950,000.00	92,842,060.00	0.08
			17,137,746,716.00	14.63

ブラジル

10.00% Brazil 07/17 'F' RB1000	BRL	153,870.00	6,888,545,015.00	5.88
10.00% Brazil 10/15 'F'	BRL	70,935.00	3,327,934,184.00	2.84
10.00% Brazil 10/21 'F'	BRL	113,050.00	4,683,289,130.00	3.99
			14,899,768,329.00	12.71

カナダ

1.25% Canada 13/18 B378 -SR-	CAD	20,900,000.00	1,989,622,646.00	1.70
1.50% Canada 11/17	CAD	20,290,000.00	1,999,657,126.00	1.71
1.50% Canada 12/15 A388 -SR-	CAD	18,220,000.00	1,801,090,039.00	1.54
			5,790,369,811.00	4.95

チリ

3.00% BANCO CENTRAL CHILI (UF) CPI 11/16	CLP	248,000.00	1,199,103,425.00	1.03
3.00% BANCO CENTRAL CHILI (UF) CPI 12/22	CLP	160,000.00	802,756,161.00	0.69
5.50% Chile -GLOBAL- 10/20	CLP	1,960,000,000.00	392,348,355.00	0.34
6.00% Chile 10/20	CLP	10,690,000,000.00	2,322,437,090.00	1.99
6.00% Chile 11/18	CLP	630,000,000.00	135,305,192.00	0.12
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 08/18 10YR	CLP	2,775,000,000.00	586,979,836.00	0.50
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 10/15	CLP	5,725,000,000.00	1,200,012,988.00	1.03
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 10/15-S. 5YR	CLP	4,240,000,000.00	876,482,926.00	0.75
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 11/21	CLP	3,600,000,000.00	779,325,851.00	0.67
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 12/17	CLP	1,390,000,000.00	297,558,114.00	0.25
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 12/22	CLP	2,400,000,000.00	522,554,363.00	0.45
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 12/22	CLP	9,200,000,000.00	1,987,695,378.00	1.70
			11,102,559,679.00	9.52

インドネシア

5.625% Indonesia 12/23 FR0063 -SR-	IDR	124,862,000,000.00	879,465,270.00	0.75
6.125% Indonesia 12/28 FR64 -SR-	IDR	97,713,000,000.00	650,521,066.00	0.56
6.375% Indonesia 12/42 -SR-	IDR	49,750,000,000.00	304,375,048.00	0.26
6.40% Indonesia EXIMBK 13/16 B -SR-	IDR	200,000,000,000.00	1,608,822,512.00	1.38
6.625% Indonesia 12/33	IDR	235,000,000,000.00	1,579,384,721.00	1.35
7.00% Indonesia 11/27 -SR-	IDR	25,000,000,000.00	182,690,734.00	0.16
7.30% Indonesia 11/14 OR18 -SR-	IDR	56,000,000,000.00	481,225,304.00	0.41
8.25% Indonesia 11/32	IDR	195,000,000,000.00	1,562,890,306.00	1.34
8.375% Indonesia 13/34 FR0068 -SR-	IDR	108,272,000,000.00	884,682,185.00	0.76
8.75% Indonesia 13/44 FR0067	IDR	93,799,000,000.00	757,196,325.00	0.65
9.00% Indonesia 13/29 FR71 -SR-	IDR	114,861,000,000.00	996,198,926.00	0.85
9.50% Indonesia 07/23 'FR0046'	IDR	15,000,000,000.00	135,725,178.00	0.12
9.50% Indonesia 10/31 'FR0054' -SR-	IDR	21,500,000,000.00	192,709,456.00	0.16
9.50% Indonesia 11/41 -SR-	IDR	49,400,000,000.00	434,957,291.00	0.37
9.75% Indonesia 07/37 'FR0045' -SR-	IDR	45,000,000,000.00	406,683,194.00	0.35
10.25% Indonesia 07/22 FR0043 -SR-	IDR	10,000,000,000.00	94,559,135.00	0.08
10.25% Indonesia 07/27 FR0042	IDR	12,978,000,000.00	122,376,727.00	0.10
10.50% Indonesia 09/30 FR0052	IDR	95,067,000,000.00	920,926,959.00	0.79
10.75% Indonesia 05/16 FR0030 -SR-	IDR	5,000,000,000.00	45,751,294.00	0.04
11.00% Indonesia 05/20 FR0031	IDR	30,000,000,000.00	293,084,818.00	0.25
11.60% Indonesia 06/18 FR0038	IDR	10,000,000,000.00	97,509,720.00	0.08
12.80% Indonesia 05/21 FR0034 -SR-	IDR	1,000,000,000.00	10,656,220.00	0.01
			12,642,392,389.00	10.82

マレーシア

3.314% Malaysia 12/17 S12/0005	MYR	85,000,000.00	2,679,909,915.00	2.29
--------------------------------	-----	---------------	------------------	------

3.434% Malaysia 11/14 S11/0002 -SR-	MYR	57,100,000.00	1,826,703,224.00	1.56
3.502% Malaysia 007/0003 07/27 -SR-	MYR	50,000,000.00	1,436,575,388.00	1.23
3.58% Malaysia 11/18 S11/0005 -SR-	MYR	105,000,000.00	3,328,915,053.00	2.85
3.741% Malaysia S09/0004 09/15	MYR	14,000,000.00	449,308,548.00	0.38
5.248% Malaysia S08/0003 08/28	MYR	20,000,000.00	685,897,939.00	0.59
			10,407,310,067.00	8.90

メキシコ

5.00% Mexico (UDI) 06/16 MXN100 -SR-	MXN	261,700.00	1,177,292,044.00	1.01
5.00% Mexico 12/17 MXN100	MXN	800,000.00	649,446,233.00	0.56
6.00% Mexico 10/15 MXN100	MXN	1,500,000.00	1,245,604,613.00	1.06
6.50% Mexico 10/21 MXN100 -SR-	MXN	2,125,000.00	1,757,327,239.00	1.50
6.50% Mexico 11/22 MXN100 -SR-	MXN	1,535,000.00	1,246,353,313.00	1.07
7.25% Mexico 07/16 M10 MXN100 -SR-	MXN	2,640,000.00	2,288,345,570.00	1.96
7.75% Mexico 08/17 'MXN100' -SR-	MXN	1,745,000.00	1,558,551,306.00	1.33
7.75% Mexico 11/31 MXN100 -SR-	MXN	1,120,000.00	944,096,533.00	0.81
8.00% Mexico 05/15 'MXN100'	MXN	562,000.00	487,481,428.00	0.42
8.00% Mexico 10/20 'MXN100'	MXN	2,015,000.00	1,817,388,118.00	1.55
8.50% Mexico 09/38 M30 MXN100	MXN	1,045,600.00	930,231,350.00	0.80
9.50% Mexico 04/14 'MXN100'	MXN	210,000.00	178,246,595.00	0.15
10.00% Mexico 04/24 MXN100 'M'	MXN	1,374,000.00	1,415,542,939.00	1.21
10.00% Mexico 06/36 MXN100	MXN	2,019,000.00	2,065,538,394.00	1.77
			17,761,445,675.00	15.20

ノルウェー

2.00% Norway 12/23 -SR-	NOK	93,400,000.00	1,480,857,477.00	1.27
3.75% Norway 10/21	NOK	167,800,000.00	3,079,390,391.00	2.63
4.25% Norway 06/17 -SR-	NOK	164,950,000.00	3,058,913,015.00	2.61
4.50% Norway 08/19 -SR-	NOK	139,950,000.00	2,667,825,195.00	2.28
5.00% Norway 04/15 -SR-	NOK	73,440,000.00	1,323,186,588.00	1.13
			11,610,172,666.00	9.92

ロシア

6.88% Russia 10/15 S.25075	RUB	125,900,000.00	408,132,896.00	0.35
7.00% Russia 11/15 '25079'	RUB	185,000,000.00	599,986,296.00	0.51
7.00% Russia 13/23 6211	RUB	461,975,000.00	1,433,669,971.00	1.23
7.05% Russia 13/28 26212 -SR-	RUB	70,000,000.00	209,809,581.00	0.18
7.40% Russia 11/17 S26206	RUB	433,350,000.00	1,418,659,827.00	1.21
7.50% Russia 11/18 26204 -SR-	RUB	282,250,000.00	928,992,791.00	0.79
7.50% Russia 12/19 6208	RUB	105,000,000.00	343,570,220.00	0.29
7.60% Russia 11/21 26205 -SR-	RUB	666,789,000.00	2,165,724,358.00	1.85
7.60% Russia 12/22 26209	RUB	195,000,000.00	630,224,268.00	0.54
8.15% Russia 12/27 6207 -SR-	RUB	171,304,000.00	569,470,813.00	0.49
8.30% RZD CAPITAL -LPN- 12/19 -SR-S	RUB	91,000,000.00	291,671,092.00	0.25
8.70% RSHB CAPITAL/RUSSIA AGRI. BANK -LPN- 11/16 -SR-S	RUB	430,000,000.00	1,382,358,591.00	1.18
9.00% ROSSELHOZBANK 10/20 S10	RUB	40,000,000.00	129,144,989.00	0.11
			10,511,415,693.00	8.98

合計

111,863,181,025.00 95.63

. その他の譲渡性のある有価証券

債券

チリ

3.00% Chile (DUAL)(INF.) 12/22 REG.S	CLP	50,000.00	251,499,613.00	0.21
			251,499,613.00	0.21

債券合計**ストラクチャード・プロダクト**

ブラジル

FRN CLN BRAZIL (JPM) 12/15 -SR-S	BRL	9,270,000.00	452,420,749.00	0.39
			452,420,749.00	0.39

インドネシア

FRN CLN Indonesia (JPM) 07/14	USD	1,354,165.00	99,117,096.00	0.08
FRN CLN Indonesia FR47 (DT) 02/28	USD	400,000.00	63,589,265.00	0.05
9.75% Indonesia (FR45) 2.1B (HSBC) 07/37	USD	235,294.00	19,144,919.00	0.02
9.75% Indonesia (FR45) 65BN (HSBC) 07/37	USD	2,304,147.00	182,995,972.00	0.16
10.00% CLN Indonesia (FR28) (CITI) 07/17	USD	494,000.00	37,937,690.00	0.03
10.00% CLN Indonesia (FR47) (CITI) 07/28	USD	110,955.00	8,936,137.00	0.01
11.00% CLN Indonesia (FR26) (CITI) 08/14	USD	1,409,000.00	114,895,947.00	0.10
11.00% CLN Indonesia (FR31) (DB) 07/20	USD	649,999.00	49,369,403.00	0.04
			575,986,429.00	0.49

ストラクチャード・プロダクト合計

合計 **1,028,407,178.00** **0.88**

・短期金融商品

インドネシア

TBI Indonesia 07/05/14 SP81	IDR	55,400,000,000.00	466,333,164.00	0.40
			466,333,164.00	0.40

合計 **466,333,164.00** **0.40**

投資有価証券合計 **113,609,420,980.00** **97.12**

現金預金 2,390,094,266.00 2.04

その他の純資産 980,705,716.00 0.84

純資産合計 **116,980,220,962.00** **100.00**

財務書類に対する注記(2013年12月31日現在)(抜粋)

注1 - 重要な会計方針の要約a) 一般事項

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則および同国において適用される法定の報告要件にしたがい表示されています。

ファンドの目論見書において規定されているとおり、各クラスの受益証券の純資産価格は各取引日において管理会社により算定されます。各サブ・ファンドの取引日は以下のとおりです。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド：ルクセンブルグ、英国および日本の銀行営業日である日

2013年12月31日は日本の銀行休業日であったため、すべてのサブ・ファンドの年度末時点の純資産額は、2013年12月30日現在の価格および為替レートに基づき計算されました。

2013年12月31日現在の価格および為替レートに基づき純資産額が計算されていた場合、純資産額には重大な差異はなかったと考えられます。

b) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

c) 投資有価証券の評価

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、係る取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価されます。有価証券が複数の金融商品取引所または市場で取引されている場合には、係る有価証券の主要市場である金融商品取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定されます。

- (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価されます。
- (3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、管理会社の取締役会により合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されません。
- (4) 短期流動資産は、償却原価法で評価されます。
- (5) オープンエンド型投資信託の受益証券/投資証券は直近の取得可能な1口当たり純資産価格に基づき評価されます。当該価格が公正価値を表していない場合、取締役会が公正かつ慎重に価格を決定します。
- (6) 規制市場、EU域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない、残存期間が12か月以内の短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、合計評価額は償却原価法で処理されます。
- (7) クレジット・リンク債(「CLN」)は、CLNの発行日から2013年12月31日までの原債券の価格の推移(利含み価格で評価されます)に基づき、CLNの発行日から2013年12月31日までの(原債券の通貨およびCLNの通貨間の)為替レートの推移を考慮して評価されます。
- (8) 手元現金または現金預金、要求払債券および手形ならびに未収金、前払費用、宣言されたまたは発生済みであるが未受領の配当金および利息は、額面価額が入手可能でないと考えられる場合を除き、額面価額で評価されます。額面価額が入手可能でないと考えられる場合には、係る評価額は、これらの資産の実質価額を反映するために管理会社の取締役会が判断した金額を控除することにより決定されます。

d) 投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

e) 組入有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

f) 収益

一般的に配当金は、落ち日に源泉徴収後の金額で計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

g) 為替予約取引の評価

未決済の為替予約取引から発生する未実現純損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定されます。

h) 取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブ・ファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、2013年12月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書に含まれます。

注2 - 税金

a) 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられます。係る税金は、機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限り、本年次税を免除されます。

b) その他の税金

いくつかのアジア諸国(中国、インドネシア、韓国等)における近時の課税状況、特に譲渡益課税について不確実性が増しており、結果として関連するサブ・ファンドに対して追加的に税金が課される可能性があります。場合によっては数年単位で遡及的に徴税される可能性があり、関連するサブ・ファンドの純資産価格に大きな影響を与えることも考えられます。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、各サブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される報酬を受領する権利を有します。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド:

クラスP分配型受益証券: 年率0.30%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担されます。

注4 - その他の未払報酬

2013年12月31日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、管理事務報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬が含まれています。

注5 - 申込手数料および買戻手数料

販売会社に対する申込手数料が、一口当たり純資産額の最高3%で計算され、請求されます。

以下の受益証券には、申込手数料は課せられません。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券

各サブ・ファンドの受益証券は、一口当たり純資産額で買戻されます。買戻手数料は課せられません。

一定の状況下において、管理会社は、ファンドの目論見書に定義される「解約留保金」を課することができます。その場合、解約留保金は、受益証券1口当たり純資産額の2%を超過してはなりません。

注6 - 為替予約取引

下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。

2013年12月31日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド

	購入		売却		満期日
BRL	40,143,858.00	USD	17,031,055.44		04/02/2014
IDR	131,312,500,194.00	USD	11,203,826.71		24/01/2014
MXN	103,179,565.85	USD	7,944,849.98		04/02/2014
RUB	278,358,930.00	USD	8,468,114.46		06/02/2014
USD	3,994,115.80	BRL	9,430,000.00		04/02/2014
USD	1,445,567.28	CLP	762,000,000.00		27/01/2014
USD	23,156,009.56	MXN	303,591,739.49		04/02/2014
USD	4,889,190.82	RUB	162,500,000.00		06/02/2014

2013年12月31日現在のこれらの契約に係る未実現純損失は、69,692,583.00円であり、純資産計算書に含まれています。

注7 - 分配金の支払

2013年1月1日から2013年12月31日までの年度中、以下の分配金が支払われました。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド 資源国ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券：

2013年1月	1口当たり100円
2013年2月	1口当たり100円
2013年3月	1口当たり100円
2013年4月	1口当たり100円
2013年5月	1口当たり100円
2013年6月	1口当たり100円
2013年7月	1口当たり100円
2013年8月	1口当たり100円
2013年9月	1口当たり100円
2013年10月	1口当たり100円
2013年11月	1口当たり100円
2013年12月	1口当たり100円

「ビクテ ショートターム・マネー・マーケット」P Y」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国証券投資法人であります。当投資法人は、2014年3月31日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ビクテ ショートターム・マネー・マーケット」P Y クラスI」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ビクテ ショートターム・マネー・マーケット」P Y

純資産計算書
2014年3月31日現在

(単位：円)

資産

投資有価証券取得原価

7,842,933,374.00

投資に係る未実現純利益 / 損失	74,524,328.00
投資有価証券時価評価額(注1)	7,917,457,702.00
預金	1,783,000,000.00
未収利息、純額	44,746,000.00
	9,745,203,702.00
負債	
当座借越	44,288,519.00
未払管理報酬および投資顧問報酬(注3)	419,296.00
為替予約取引に係る未実現純損失(注8)	94,734,463.00
未払年次税(注2)	242,090.00
その他の未払報酬(注5)	954,940.00
	140,639,308.00
2014年3月31日現在純資産合計	9,604,564,394.00
2013年9月30日現在純資産合計	10,286,722,002.21
2012年9月30日現在純資産合計	10,971,834,128.29

運用計算書および純資産変動計算書
2014年3月31日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	10,286,722,002.21
収益	
債券利息、純額	34,372,870.00
預金利息	172,067.00
	34,544,937.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注3)	2,735,581.00
保管報酬、銀行手数料および利息	1,286,229.00
サービス報酬(注4)	1,404,914.00
専門家報酬、監査費用およびその他の費用	982,364.00
年次税(注2)	458,378.00
	6,867,466.00
投資純利益	27,677,471.00
投資有価証券売却に係る実現純利益 / 損失	186,152,010.00
為替予約取引に係る実現純利益 / 損失	-67,915,456.00
外国為替に係る純利益 / 損失	-139,731,353.70
実現純利益 / 損失	6,182,671.30
以下に係る未実現純評価利益 / 損失の変動：	
- 投資有価証券	35,478,149.00
- 為替予約取引	-41,907,241.21
運用による利益 / 損失	-246,420.91
投資証券発行手取額	4,215,646,290.00
投資証券買戻費用	-4,896,656,519.00
分配金支払(注9)	-900,958.30
期末現在純資産額	9,604,564,394.00

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2014年3月31日現在
(単位：円)

銘柄	通貨	額面	時価(注1)	純資産 に対する 比率(%)
----	----	----	--------	----------------------

・公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券
債券

オーストラリア				
4.25% CATERPILLAR FINANCE 12/14	AUD	1,840,000.00	176,500,472.00	1.84
			176,500,472.00	1.84
デンマーク				
2.00% NYKREDIT REALKREDIT 11/14 '12H' -SR-	DKK	5,500,000.00	105,408,895.00	1.10
			105,408,895.00	1.10
フランス				
FRN E.D.F. 09/14 '1' -SR-	JPY	200,000,000.00	200,581,000.00	2.09
			200,581,000.00	2.09
ドイツ				
1.50% LANDWIRTS RENTBANK 07/14 '875' -SR-	JPY	360,000,000.00	361,107,000.00	3.76
			361,107,000.00	3.76
日本				
1.60% DEVELOPMENT BANK OF JAPAN 04/14	JPY	200,000,000.00	200,664,000.00	2.09
			200,664,000.00	2.09
オランダ				
1.65% DEUTSCHE BAHN FINANCE 04/14	JPY	260,000,000.00	262,607,800.00	2.73
3.00% PACCAR FINANCIAL EUROPE 11/14 -SR-S	EUR	1,000,000.00	142,412,473.00	1.48
4.25% BMW FINANCE 11/14 -S-	NOK	10,000,000.00	172,144,580.00	1.79
4.25% VOLKSWAGEN FINANCE S 11/14 -SR-S	NOK	10,000,000.00	172,148,020.00	1.79
			749,312,873.00	7.79
韓国				
6.00% KOREA GAS 09/14 REG.S	USD	1,700,000.00	177,766,327.00	1.85
			177,766,327.00	1.85
イギリス				
5.75% STANDARD CHARTERED 09/14 -SR-S	EUR	1,450,000.00	206,644,212.00	2.15
6.38% LLOYDS BANK 09/14 -SR-S	GBP	1,000,000.00	171,990,246.00	1.79
			378,634,458.00	3.94
合計			2,349,975,025.00	24.46
. 短期金融商品				
オーストラリア				
C. PAP. CHINA CONSTRUCTION BANK 17/06/14	USD	1,000,000.00	102,844,767.00	1.07
C. PAP. CHINA CONSTRUCTION BANK 18/06/14	USD	700,000.00	71,990,040.00	0.75
C. PAP. MACQUARIE BANK 03/07/14	USD	1,500,000.00	154,403,215.00	1.61
			329,238,022.00	3.43
オーストリア				
C. PAP. BUNDESIMMOBILIEN 14/07/14	EUR	2,000,000.00	283,709,901.00	2.95
			283,709,901.00	2.95
ベルギー				
C. PAP. COMMUNAUTE FRANCAISE DE BELGIQUE 04/06/14	EUR	2,000,000.00	283,676,460.00	2.95
C. PAP. LVMH FINANCE BELGIQUE 01/07/14	EUR	1,000,000.00	141,833,787.00	1.48
			425,510,247.00	4.43
フランス				
C. PAP. SOCIETE GENERALE 02/05/14	EUR	1,200,000.00	170,288,331.00	1.77
CD BANK OF CHINA (PARIS) 01/04/14	USD	1,700,000.00	175,074,556.00	1.82
			345,362,887.00	3.59
香港				
CD BANK OF EAST ASIA 30/04/14 II	USD	2,000,000.00	205,841,685.00	2.14
CD CHINA DEVELOPMENT BANK HK 30/05/14	USD	1,500,000.00	154,327,444.00	1.61
CD OCBC BANK HONG KONG 29/08/14	HKD	10,000,000.00	132,552,053.00	1.38

			492,721,182.00	5.13
日本				
TBI JAPAN N° 421 07/04/14 -SR-	JPY	830,000,000.00	829,994,190.00	8.65
TBI JAPAN N° 427 28/04/14 -SR-	JPY	400,000,000.00	399,991,600.00	4.16
TBI JAPAN N° 428 07/05/14 -SR-	JPY	20,000,000.00	19,999,430.00	0.21
TBI JAPAN N° 430 12/05/14 -SR-	JPY	400,000,000.00	399,987,000.00	4.16
TBI JAPAN N° 441 30/06/14 -SR-	JPY	500,000,000.00	499,957,500.00	5.21
			2,149,929,720.00	22.39
ルクセンブルグ				
CD ICBC LUXEMBOURG 27/06/14	USD	1,800,000.00	185,076,092.00	1.93
			185,076,092.00	1.93
シンガポール				
CD OCBC BANK HONG KONG 27/08/14	HKD	10,000,000.00	132,554,881.00	1.38
			132,554,881.00	1.38
韓国				
C. PAP. HANA BANK 19/05/14	USD	1,500,000.00	154,390,131.00	1.61
			154,390,131.00	1.61
スウェーデン				
C. PAP. NORDEA BANK 27/06/14	NOK	15,000,000.00	256,992,516.00	2.68
			256,992,516.00	2.68
イギリス				
CD CREDIT SUISS LONDON 27/10/14	EUR	1,300,000.00	184,072,065.00	1.92
CD GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 22/09/14	USD	1,500,000.00	154,482,570.00	1.61
CD QATAR NATIONAL BANK (UK) 10/06/14	USD	900,000.00	92,646,471.00	0.96
CD QATAR NATIONAL BANK (UK) 12/05/14	USD	2,000,000.00	205,919,047.00	2.14
			637,120,153.00	6.63
アメリカ合衆国				
CD CITIBANK NA NY 02/05/14	CHF	1,500,000.00	174,876,945.00	1.82
			174,876,945.00	1.82
合計			5,567,482,677.00	57.97
投資有価証券合計			7,917,457,702.00	82.43
預金			1,783,000,000.00	18.56
当座借越			-44,288,519.00	-0.46
その他の純負債			-51,604,789.00	-0.53
純資産合計			9,604,564,394.00	100.00

中間財務書類に対する注記(2014年3月31日現在)(抜粋)

注1 - 重要な会計方針の要約

a) 一般事項

当中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に関し一般的に採用される会計原則および適用される法定の報告要件にしたがい作成されています。

b) 創立費

創立費は、5年を最大とする期間にわたり償却されます。

c) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日に適用される為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書に含まれています。

d) 各サブ・ファンドの資産の評価

1. 公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている有価証券は、相場が反映されている直近の知りうる価格で評価されます。
2. 上記の金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない有価証券および直近の知りうる価格が相場を反映していない有価証券は予想される売却価格に基づき、取締役会により慎重かつ誠実に評価されます。
3. 金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない企業の評価は、直近の年次財務諸表、当該証券の評価に影響を与える事実その他の方法に基づき取締役会により誠実に提案される評価方法で行われます。評価方法の選択は取得データの妥当性によります。また、監査が行われない中間財務諸表に基づき補正されることがあります。評価価格が可能性の高い売却価格を反映していないと取締役会が判断した場合、可能性の高い売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価されます。
4. 金融商品取引所または他の規制ある市場で取引される先渡契約(先物および先渡)およびオプション契約は、終値もしくは当該取引所または市場により公表される決済価格で評価されます。金融商品取引所または他の規制ある市場で取引されていない先渡契約およびオプション契約は、各契約毎に設定された統一基準を遵守しつつ、取締役会により誠実に決定された規定にしたがった清算価格で評価されます。
5. オープンエンド型投資信託の受益証券/投資証券は以下により評価されます。
 - 直近の取得可能な1口当たり純資産価格
 - 推定される直近の1口当たり純資産価格
6. 未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。
7. 現預金、一覧払手形、未収入金、前払費用、未収配当金・利息は額面で評価されます。ただし、受取金額の不確性が高い場合は、取締役会が実態を反映していると判断する額を減じて評価されます。

取締役会が必要と認める場合、特定の証券を慎重かつ誠実に評価することが委任される評価委員会を設置することがあります。

取締役会は上記の基準を用いることが不可能または不適切であるサブファンドの資産において他の適切な評価原則を適用する権限を有します。

e) 特定のサブ・ファンドにおける特有の評価

ショートターム・マネー・マーケットにおいて、有価証券は「モデル評価」方式で評価されます。この計算ではリスクフリー・レートとの利回り格差が考慮されます。

f) 投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

g) 組入る有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

h) 収益

配当金は落着日に計上され、利息は、発生主義で計上されます。

i) 期間末日の純資産価額

2014年3月31日付の各サブ・ファンドの正式な純資産価額(取得申込と買戻しに使用される)および財務書類に表示されている純資産価額は、同日における直近の入手可能な組入資産の価格による評価に基づき決定されました。

j) 取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブ・ファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料に加え、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、かつ、運用計算書および純資産変動計算書に含められ、2014年3月31日に終了する期間を対象とします。

注2 - 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドには、利子・配当収益または売買益に対するいかなるルクセンブルグの所得税またはその他の税は課せられません。しかしながら、ファンドの純資産には、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課せられます。ただし、本年次税は機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券ならびに短期金融商品および預金に投資するサブファンドに帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。

ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。これは、係る受益証券が既に本年次税を課せられている場合に限りです。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

ファンドは管理業務を管理会社に委託しており、管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。

ファンドの最新の目論見書の付属文書に規定されているとおり、管理会社の事前承認を条件に、投資顧問会社は特定のサブ・ファンドの管理の全部または一部を行わせるために一以上の副投資顧問会社(ピクテ・グループであるかは問わない)を任命することができます。

管理会社はピクテ・グループ内外の一以上の投資助言会社からファンドのための投資機会について助言を受けることができます。

管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブ・ファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。

2014年3月31日に終了する期間に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	クラス I (上限)	クラス P (上限)	クラス R (上限)	クラス Z (上限)	クラス J (上限)
ピクテ ショートターム・マネー・マーケット J P Y	0.15%	0.30%	0.60%	0.00%	0.10%

注4 - サービス報酬

各サブ・ファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、年四回、または毎月払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。2014年3月31日に終了する期間に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ ショートターム・マネー・マーケット J P Y	0.10%	-

注5 - その他の未払報酬

2014年3月31日現在、その他の未払報酬には、主に管理事務報酬、保管報酬およびサービス報酬が含まれています。

注6 - 申込手数料、買戻手数料ならびに転換手数料

各サブ・ファンド(またはサブクラス)の投資証券の発行価格は、申込日の翌計算日における当該サブ・ファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。

当該サブ・ファンドの1口当たり純資産額の5%以下の仲介手数料が仲介者ならびに販売業者の報酬として発行価格に加算されます。これらの手数料はサブクラスによって異なります。

各サブ・ファンド(またはサブクラス)の投資証券の買戻価格は、申込日の翌計算日における当該サブ・ファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。

当金額は仲介者ならびに販売業者に支払われる1口当たり純資産額の3%以下の仲介手数料により減額される場合があります。当手数料はサブクラスによって異なります。

取締役会には一定の場合に1口当たり純資産の最大2%の「解約留保金」を発行価格、買戻価格および転換価格に適用する権限があります。解約留保金は当該評価日におけるすべての受益者に等しく課されます。

取締役会は直近の目論見書の「純資産額の計算」の章に記載のとおり純資産額の修正を行う権限を有しています。

注7 - 先渡取引

2014年3月31日現在、以下の先渡取引が未決済でした。

ピクテ ショートターム・マネー・マーケット J P Y	満期日	通貨	残高(円)
売却 5.00契約 JAPAN 3M EURO JPY	2014/06/17	JPY	-124,750,000.00

注8 - 為替予約取引

下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。

2014年3月31日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。

ピクテ ショートターム・マネー・マーケット J P Y	購入	売却	満期日
JPY	167,283,557.00 AUD	1,879,100.00	2014/09/03
JPY	172,432,433.00 CHF	1,500,000.00	2014/05/02
JPY	100,487,702.00 DKK	5,610,000.00	2014/10/01
JPY	1,379,581,578.00 EUR	10,063,375.00	2014/10/27
JPY	175,470,333.00 GBP	1,031,875.00	2014/04/15
JPY	263,639,910.00 HKD	20,000,000.00	2014/08/29
JPY	605,903,442.00 NOK	35,850,000.00	2014/06/27

JPY 1,648,040,848.00 USD 16,154,854.17 2014/09/22

2014年3月31日現在のこれらの契約に係る未実現純損失は、94,734,463.00円であり、純資産計算書に含まれています。

注9 - 分配金支払

2013年12月3日、投資主集会にて分配金は以下のように決定されました。

ピクテ ショートターム・マネー・マーケット J P Y クラス P dy投資証券 1口当たり68.54円

分配金は2013年12月4日を落ち日、2013年12月11日を支払日として支払われました。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成26年6月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	109,572,990,506円
負債総額	569,849,226円
純資産総額(-)	109,003,141,280円
発行済口数	186,797,286,869口
1万口当たり純資産額(/)	5,835円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換について

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) (1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成26年7月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

投資運用の意思決定機構

投資運用業および投資助言・代理業に係る投資政策を審議・決定するとともに、その運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析する機関として、投資政策管理委員会を置きます。

投資政策管理委員会は、資産運用部長、ポートフォリオマネージャーその他議長が指名する者をもって構成します。

投資政策管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成26年7月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類			本数	純資産総額(円)	
追加型投資信託	国内	株式	7	13,130,294,159	
		債券	1	686,116	
	海外	株式	-	8	452,421,979,532
			インデックス型	2	1,114,470,066
		債券	14	157,102,243,921	
	内外	株式	18	972,999,015,360	
		債券	7	20,040,286,549	
資産複合		12	82,346,752,625		
単体型投資信託	内外	債券	1	639,266,504	
合計			70	1,699,794,994,832	

種類は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第28期 (平成24年12月31日現在)	第29期 (平成25年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		5,608,131	2,254,479
前払費用		48,084	32,617
未収委託者報酬		886,328	1,106,455
未収収益		118,332	115,522
繰延税金資産		202,255	243,653
その他		21,256	5,120
流動資産計		6,884,388	3,757,849
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	1	167,704	145,729
器具備品	1	57,040	43,207
有形固定資産合計		224,744	188,936
無形固定資産			
ソフトウェア		156,127	109,622
その他		831	831
無形固定資産合計		156,959	110,454
投資その他の資産			
投資有価証券			3,198
長期前払費用		333	
長期差入保証金		211,665	220,626
繰延税金資産		472,414	461,171
投資その他の資産合計		684,413	684,996
固定資産計		1,066,117	984,388
資産合計		7,950,506	4,742,237
負債の部			
流動負債			
預り金		24,966	24,437
未払金			

未払手数料	529,181	681,058
その他未払金	367,785	324,507
未払法人税等	125,965	393,266
賞与引当金	451,369	502,467
その他	10,569	92,842
流動負債合計	1,509,836	2,018,579
固定負債		
退職給付引当金	1,221,385	1,232,890
役員退職慰労引当金	380,852	349,194
資産除去債務	52,262	52,845
固定負債合計	1,654,500	1,634,930
負債合計	3,164,337	3,653,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	4,536,169	838,603
利益剰余金合計	4,586,169	888,603
株主資本合計	4,786,169	1,088,603
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		123
評価・換算差額等合計		123
純資産合計	4,786,169	1,088,726
負債・純資産合計	7,950,506	4,742,237

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	第29期 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,231,095	16,565,321
その他営業収益	392,432	417,705
営業収益計	12,623,527	16,983,026
営業費用		
支払手数料	7,664,592	10,539,856
広告宣伝費	186,039	208,856
調査費		
調査費	120,502	124,867
委託調査費	651,502	687,966
委託計算費	213,036	234,138
営業雑経費		
通信費	50,986	55,949
印刷費	244,856	360,785

諸会費		12,011	12,208
図書費		1,963	1,878
諸経費		6,601	3,520
営業費用計		9,152,093	12,230,028
一般管理費			
給料			
役員報酬		34,556	61,628
給料・手当		1,468,364	1,580,269
役員賞与		328	166,004
賞与		20,794	46,715
賞与引当金繰入		451,369	502,467
旅費交通費		83,693	125,323
租税公課		17,120	23,362
不動産賃借料		224,700	228,757
退職給付費用		285,248	190,892
役員退職慰労引当金繰入		5,163	12,165
固定資産減価償却費		145,099	135,524
消耗器具備品費		22,606	23,934
人材採用費		18,486	21,542
修繕維持費		86,372	89,508
諸経費		147,484	184,925
一般管理費計		3,011,388	3,393,022
営業利益		460,046	1,359,976
営業外収益			
受取利息		7	4
その他		2,820	2,340
営業外収益計		2,827	2,344
営業外費用			
支払手数料		18,639	18,771
その他		299	3,894
営業外費用計		18,938	22,666
経常利益		443,934	1,339,654
特別利益			
その他			1,223
特別利益計			1,223
特別損失			
固定資産除却損	1	7,774	1,273
その他			6,551
特別損失計		7,774	7,825
税引前当期純利益		436,160	1,333,052
法人税、住民税及び事業税		360,218	560,847
法人税等調整額		141,984	30,229
法人税等合計		218,233	530,618
当期純利益		217,927	802,434

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	4,318,242	4,368,242	4,568,242			4,568,242
当期変動額								
当期純利益			217,927	217,927	217,927			217,927
当期変動額合計			217,927	217,927	217,927			217,927
当期末残高	200,000	50,000	4,536,169	4,586,169	4,786,169			4,786,169

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	4,536,169	4,586,169	4,786,169			4,786,169
当期変動額								
剰余金の配当			4,500,000	4,500,000	4,500,000			4,500,000
当期純利益			802,434	802,434	802,434			802,434
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)						123	123	123
当期変動額合計			3,697,566	3,697,566	3,697,566	123	123	3,697,443
当期末残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726

重要な会計方針

区分	第28期 自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日		第29期 自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券		(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。		(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	

	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 平成24年12月31日現在		第29期 平成25年12月31日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	188,125千円	建物付属設備	202,184千円
器具備品	233,591千円	器具備品	253,238千円

(損益計算書関係)

第28期 自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日		第29期 自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	
1 固定資産除却損は次のとおりであります。		1 固定資産除却損は次のとおりであります。	
建物付属設備	4,429千円	建物付属設備	1,071千円

器具備品	3,344千円	器具備品	202千円
------	---------	------	-------

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第28期事業年度期首 株式数 (株)	第28期事業年度 増加株式数 (株)	第28期事業年度 減少株式数 (株)	第28期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800			800
合計	800			800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度期首 株式数 (株)	第29期事業年度 増加株式数 (株)	第29期事業年度 減少株式数 (株)	第29期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800			800
合計	800			800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年9月10日 臨時株主総会	普通株式	4,500,000	利益剰余金	5,625,000	平成24年12月31日	平成25年9月17日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	207,289千円
1年超	415,301千円

合計	622,590千円
----	-----------

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	218,620千円
1年超	258,331千円
合計	476,951千円

(金融商品に関する注記)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっておりますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成24年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,608,131	5,608,131	
未収委託者報酬	886,328	886,328	
未払手数料	529,181	529,181	
その他未払金	367,785	367,785	

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,608,131					
未収委託者報酬	886,328					

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成25年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,254,479	2,254,479	
未収委託者報酬	1,106,455	1,106,455	
未払手数料	681,058	681,058	
その他未払金	324,507	324,507	

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	2,254,479					
未収委託者報酬	1,106,455					

(有価証券関係)

第28期(平成24年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却されたその他有価証券(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

第29期(平成25年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,000	2,202	202
	小計	2,000	2,202	202
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	996	3
	小計	1,000	996	3
合計		3,000	3,198	198

2. 当事業年度中に売却されたその他有価証券(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第28期 (平成24年12月31日現在)	第29期 (平成25年12月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務に関する事項	(1)退職給付債務 1,221,385千円 (2)退職給付引当金 1,221,385千円	(1)退職給付債務 1,232,890千円 (2)退職給付引当金 1,232,890千円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用 285,248千円 (1)勤務費用 200,746千円 (2)利息費用 10,221千円 (3)数理計算上の差異の費用処理額 74,281千円	退職給付費用 190,892千円 (1)勤務費用 202,830千円 (2)利息費用 9,418千円 (3)数理計算上の差異の費用処理額 21,356千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (2)割引率 0.78% (3)数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額損益処理しております。	(1)退職給付見込額の期間配分方法 同左 (2)割引率 0.61% (3)数理計算上の差異の処理年数 同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

区分	第28期 (平成24年12月31日)	第29期 (平成25年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	573,634千円	564,332千円
未払事業税否認	9,970千円	31,863千円
賞与引当金損金算入限度超過額	171,565千円	190,988千円
資産除去債務	15,223千円	17,708千円
その他	24,395千円	24,461千円
繰延税金資産小計	794,790千円	829,352千円
評価性引当額	120,119千円	124,452千円
繰延税金資産合計	674,670千円	704,900千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額		75千円
繰延税金負債小計		75千円
繰延税金資産合計(純額)	674,670千円	704,825千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第28期 (平成24年12月31日)	第29期 (平成25年12月31日)		
法定実効税率 (調整)	40.7%	法定実効税率 (調整)	38.0%
交際費等永久に損金算入されない項目	2.7%	交際費等永久に損金算入されない項目	1.4%
評価性引当金	0.4%	評価性引当金	0.3%
法人税率の変更等による影響	6.1%	法人税率の変更等による影響	4.4%
その他	0.1%	その他	4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%

(資産除去債務関係)

第28期(平成24年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- (2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	51,685千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円
時の経過による調整額	577千円
当事業年度末残高	<u>52,262千円</u>

第29期(平成25年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,262千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円
時の経過による調整額	583千円
当事業年度末残高	<u>52,845千円</u>

(セグメント情報等)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,231,095千円	297,223千円	95,208千円	12,623,527千円

(2) 地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計

外部顧客への営業収益	16,565,321千円	318,582千円	99,123千円	16,983,026千円
------------	--------------	-----------	----------	--------------

(2)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビクテアセットマネジメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社		投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	337,038	未払金	28,668
同一の親会社を持つ会社	ビクテアセットマネジメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP959,789	資産運用会社		投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注1)	274,376	未払金	76,564
							翻訳事務手数料の受取(注3)	1,829	未収収益	
同一の親会社を持つ会社	ビクテアンドシー(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF100,000,000	銀行		現金の預入	現金の引出(注2)		現金・預金	1,762,551
同一の親会社を持つ会社	ビクテファンズ(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社		投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注1)	40,087	未払金	40,087
							翻訳事務手数料の受取(注3)	249	未収収益	
同一の親会社を持つ会社	ビクテグローバルセレクションファンドマネジメントエスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社		投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注3)	10,158	未収収益	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の支払いについてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注3)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運 用会社		投資運用の 委託契約	運用手数料 の支払 (注1)	344,155	未払金	23,993
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP959,789	資産運 用会社		投資運用の 委託契約 投資運用に 関するサービ スの提供	運用手数料 の支払 (注1)	310,210	未払金	71,593
							翻訳事務手 数料の受取 (注2)	3,542	未収 収益	3,542
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アンドシー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF100,000,000	銀行		現金の預入	現金の引出	1,762,551	現金・ 預金	
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運 用会社		投資運用の 委託契約 投資運用に 関するサービ スの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払 (注1)	33,600	未払金	3,272
							翻訳事務手 数料の受取 (注2)	249	未収 収益	249
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ グローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセン ブルグ	CHF650,000	資産運 用会社		投資運用に 関するサービ スの提供	翻訳事務 手数料の受取 (注2)	9,314	未収 収益	9,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の支払いについてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第28期事業年度 自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日		第29期事業年度 自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	
1株当たり純資産額	5,982,711円59銭	1株当たり純資産額	1,360,908円72銭
1株当たり当期純利益	272,408円87銭	1株当たり当期純利益	1,003,043円08銭
損益計算書上当期純利益	217,927千円	損益計算書上当期純利益	802,434千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	217,927千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	802,434千円
差額		差額	
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】**(1)定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成26年3月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
----------------------	-----------	---

平成26年3月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
高木証券株式会社 東洋証券株式会社 新潟証券株式会社 マネックス証券株式会社 中銀証券株式会社 静銀ティーエム証券株式会社 ふくおか証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社SBI証券	11,069百万円 13,494百万円 600百万円 7,425百万円 2,000百万円 3,000百万円 2,198百万円 7,495百万円 47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社群馬銀行 株式会社大垣共立銀行 株式会社北國銀行 株式会社みなと銀行 株式会社香川銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社百十四銀行 株式会社山形銀行 株式会社武蔵野銀行 株式会社佐賀銀行 株式会社イオン銀行 株式会社宮崎銀行 株式会社北越銀行	48,652百万円 36,166百万円 26,673百万円 27,484百万円 12,014百万円 1,711,958百万円 37,322百万円 12,008百万円 45,743百万円 16,062百万円 51,250百万円 14,697百万円 24,538百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

平成26年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産の保管および管理を行います。

(2)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成25年12月24日提出	臨時報告書
平成26年3月14日提出	有価証券報告書
平成26年3月14日提出	有価証券届出書
平成26年3月25日提出	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年3月7日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月6日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ資源国ソブリン・ファンド(毎月分配型)の平成25年12月17日から平成26年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ資源国ソブリン・ファンド(毎月分配型)の平成26年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。